ターチェンジ相互間のキロ程及び別表５に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を含む場合。
東北自動車道と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ（東北自動車道の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。
東北中央自動車道と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ（東北中央自動車道の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東北中央自動車道の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。）。
山形自動車道を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

㈡　均一制区間等

均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）の通行料金並びに別表６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（（ＬＲ＋Ｌ’1 Ｒ’1 ＋150）×0.5＋Ｌ’2 Ｒ’2）×ｔ

㈱　上記式においてＬ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ　その他

別表６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路については平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

⑦　通勤割引（距離制限緩和）

イ　割引をする自動車

高速国道又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が実施する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、⑥イ㈠の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率

㈠　割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）の通行料金並びに別表６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡又は㈡を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈡　割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別表６のうちＡ及びＢに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、㈡を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

｛１－（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2－50）÷（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2）｝×100（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＬ、Ｌ’1及びＬ’2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（単位：キロメートル）